



愛称：**ゼウス**

新光 US-REIT オープン

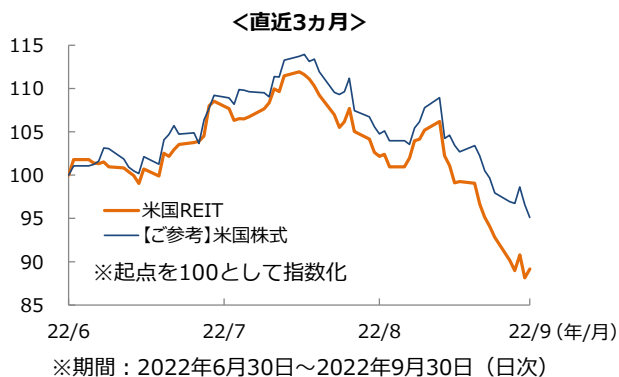
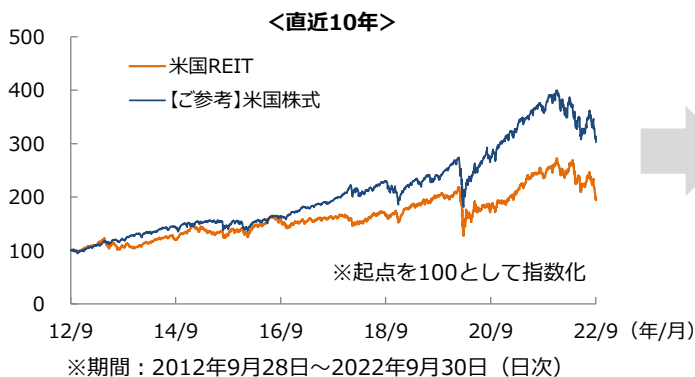
追加型投信／海外／不動産投信

四半期レポート
(2022年7-9月期)

米国REITと為替の推移

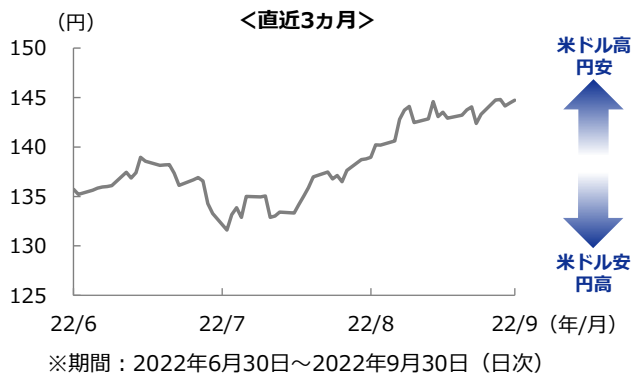
米国REITは下落

- 7月は、上旬は景気減速懸念がくすぶるなか、米国REITは小幅上昇となりました。中旬はFRB（米連邦準備理事会）高官の発言を受け大幅利上げ観測が後退し、上昇しました。下旬はパウエルFRB議長が利上げペースの鈍化に言及したことで米長期金利が低下するなか、上昇しました。
- 8月は、上旬は米CPI（消費者物価指数）の伸びの鈍化を受け、利上げペースが落ち着くと期待が強まり、米国REITは上昇しました。中旬はもみ合う展開となりましたが、下旬はパウエルFRB議長がインフレ抑制に向けた利上げ継続姿勢を強調し、米長期金利が一段と上昇したことを受け、大幅に下落しました。
- 9月は、上旬は堅調な米経済指標の発表を受けてリスク選好が改善し、米国REITは上昇しました。中旬は米CPIの伸びの加速を受けて、FRBによる利上げの警戒感が強まり、米長期金利が一段と上昇するなか下落しました。下旬にかけてもFRBによる利上げおよび政策金利見通しの引き上げなどを受け、下落幅を拡大しました。



米ドル（対円）は上昇

- 7月は、上旬から中旬にかけて景気減速懸念がくすぶったものの、米CPIの上振れに伴い米国の金融引き締めは続くとの見方から、円安・米ドル高が進展しました。下旬は、パウエルFRB議長の発言を受けて利上げペースの鈍化期待が強まるとともに、景気減速懸念を受け米ドルは急速に下落しました。
- 8月は、上旬は米CPIが下振れ米国のインフレを巡る過度な懸念が後退するなか、米ドルは下落しました。中旬は米長期金利の上昇などを受け上昇しました。下旬はパウエルFRB議長がインフレ抑制を最優先する姿勢を改めて示し、米金融引き締めが長期化するとの見方から上昇しました。
- 9月は、上旬は米サービス業景況感の改善や、金融引き締めを進めるFRBと金融緩和を続ける日銀との金融政策の方向性の違いが意識され、円安・米ドル高が進展しました。中旬は日本政府・日銀による円買い・米ドル売り介入への思惑が強まり、米ドルの上昇幅は縮小しました。下旬は円買い・米ドル売り介入を受け下落した後は、米長期金利上昇などから上昇しました。



※米国REIT：FTSE NAREIT All Equity REITs 指数（配当込み）、米国株式：S&P 500種指数（配当込み）
出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当ファンドのリスクや費用など、当資料のお取扱いについてのご注意は、該当ページをご確認ください。



米国REITの外部成長

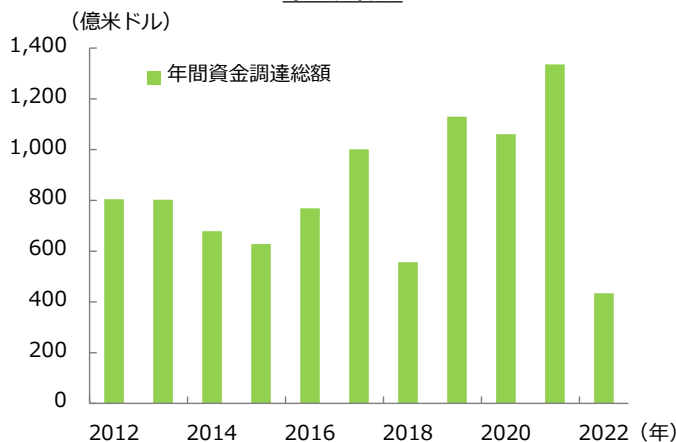


資金調達は足もと、不安定な世界情勢を受けて鈍化

- 2019年以降低金利環境を背景に、資金調達環境は大幅に改善していたものの、2022年はロシアによるウクライナ侵攻や米国金利の上昇などにより悪化しています。
- 2022年の第2・3四半期は、インフレ抑制のためにFRBが政策金利を引き上げ、米国金利が上昇したことを受けて、資金調達の動きは大きく鈍化しました。

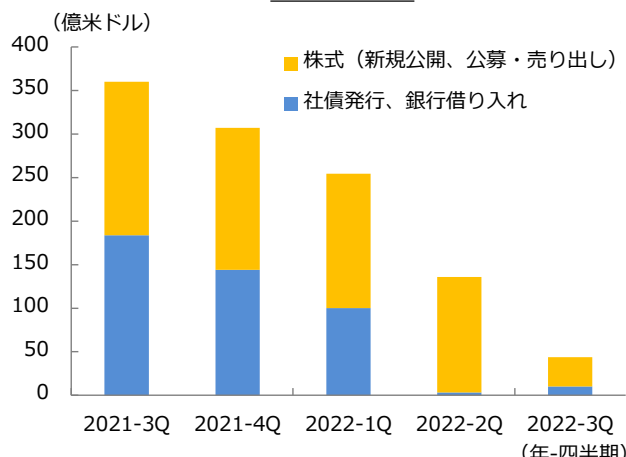
<米国REITの資金調達額の動向>

年次、総額



※期間：2012年～2022年（年次）ただし、2022年は9月末時点

四半期、内訳



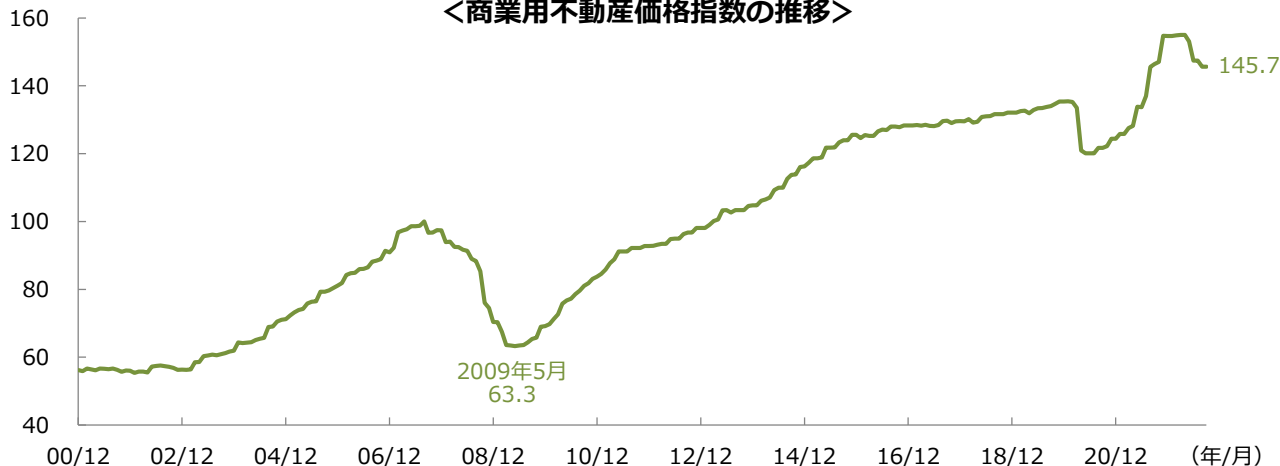
※期間：2021年第3四半期～2022年第3四半期（四半期）



商業用不動産価格指数は、足もとで下落

- グリーン・ストリート・アドバイザーズが発表している米国の商業用不動産価格指数*は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などから一時下落しました。
- その後回復しましたが、足もとではインフレ抑制を目的としたFRBによる政策金利の引き上げなどを受け、下落しています。

<商業用不動産価格指数の推移>



*主に米国REITが保有しているような質の高い物件を調査対象としています。

※期間：2000年12月～2022年9月（月次）

出所：NAREIT（全米不動産投資信託協会）、グリーン・ストリート・アドバイザーズのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当ファンドのリスクや費用など、当資料のお取扱いについてのご注意は、該当ページをご確認ください。

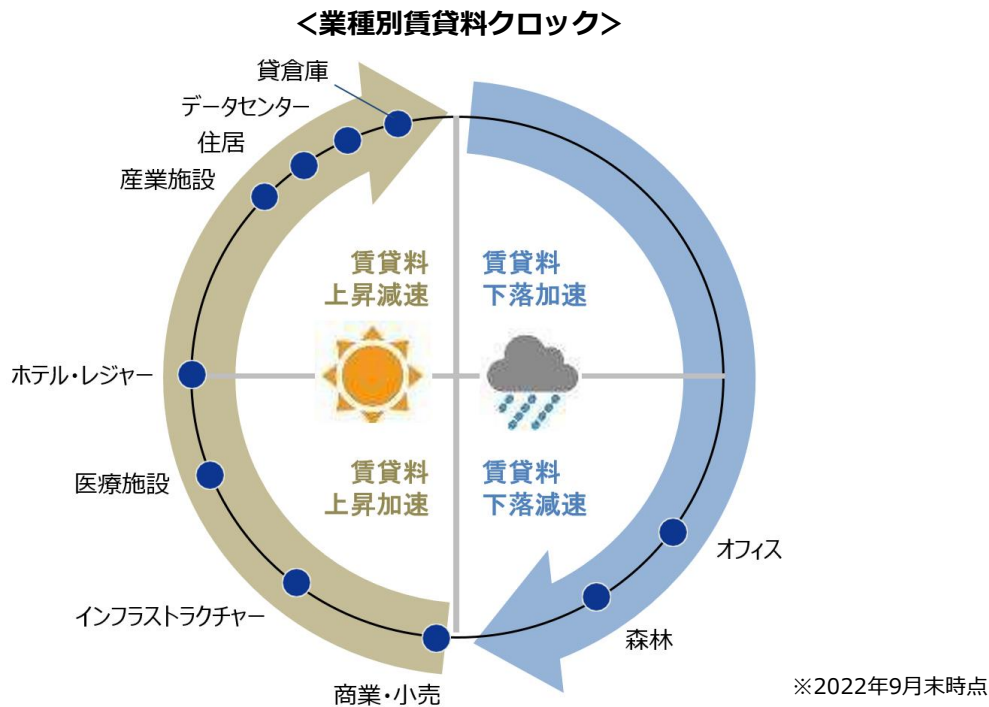


米国REITの内部成長



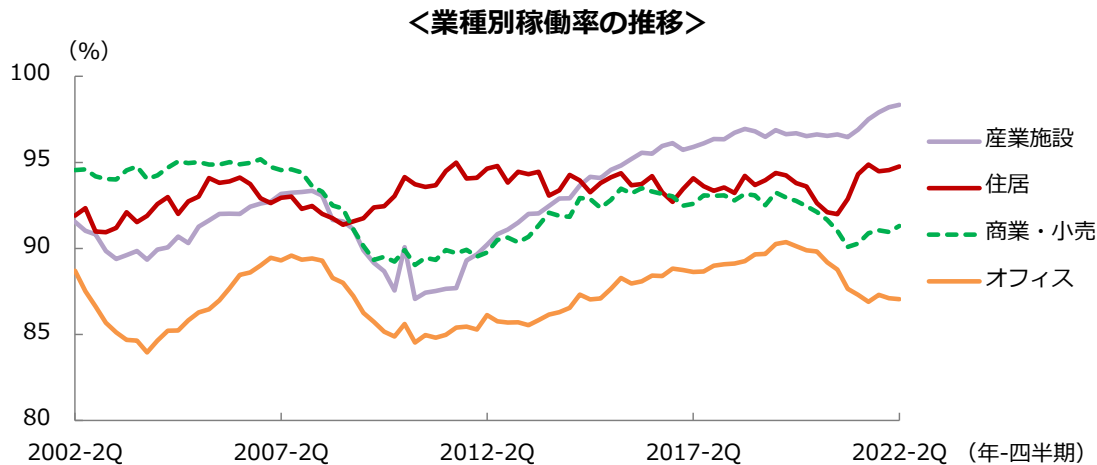
賃貸料状況は、業種によってまちまち

- 新型コロナウイルス蔓延からの経済活動の再開がみられるなか、ホテル・レジャーREITは賃貸料上昇局面にあります。
- 一方、コロナ禍で打撃を受けたオフィスREITは引き続き賃貸料下落局面にあります。商業・小売REITについては、業態によっては底打ちの兆しがみられます。



稼働率は、おおむね高水準

- 産業施設REITと住居REITの稼働率は高い水準で推移しています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、先行き不透明な状況が続いていた商業・小売REITは、底打ちの兆しがみられ、稼働率が上昇基調にあります。



※期間：2002年第2四半期～2022年第2四半期（四半期）
 ※上記グラフの業種分類は、NCREIF（全米不動産投資受託者協議会）の業種による分類に基づいています。

出所：インベスコ、NCREIFのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

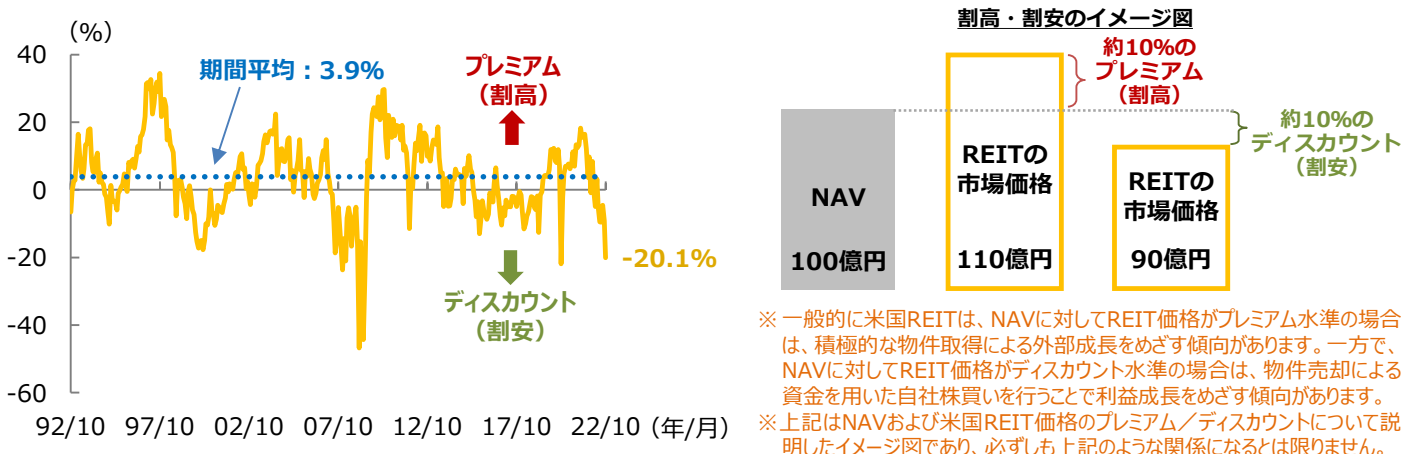


米国REITのバリュエーションと利回り水準

バリュエーション評価は中長期的な視点で

- 米国REITの価格水準は、足もとではNAV*1に対してディスカウント（割安）水準となっています。
- 2020年に新型コロナウイルスの感染拡大を受けて大きくディスカウント水準となる局面がみられたものの、その後は上昇しプレミアム（割高）水準に転じました。2022年に入るとロシアによるウクライナ侵攻を受けて不安定な動きとなり、足もとではインフレ抑制を目的としたFRBによる政策金利の引き上げなどにより大幅なディスカウント水準となっています。

<米国REIT価格のプレミアム/ディスカウント*2の推移>



*1：NAV（Net Asset Value：正味資産価値）とは、保有する不動産の時価から負債などを引いたもので不動産市場からみた価値の面で評価するための指標です。*2：REIT価格のプレミアム/ディスカウントとは、REITが投資対象とする不動産の正味資産価値に対し、REITの価格がどの程度の水準にあるかを示す指標です。

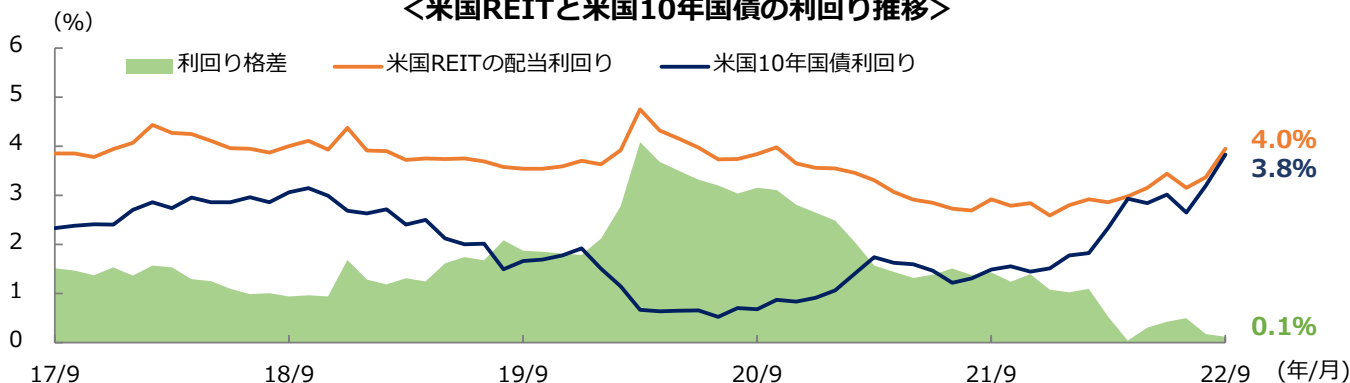
※期間：1992年10月～2022年10月（月次）

※上記データは、グリーン・ストリート・アドバイザーズが集計しており、予告なく変更される場合があります。

利回り格差は足もとで大きく縮小

- 2020年は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、米国REITの配当利回りが上昇する一方、米国10年国債利回りが低下したことを受け、利回り格差が急拡大しました。
- その後利回り格差は落ち着きをみせたものの、足もとではFRBによる金融引き締め姿勢により米国10年国債利回りが上昇したことで、利回り格差は大きく縮小しています。

<米国REITと米国10年国債の利回り推移>



※期間：2017年9月末～2022年9月末（月次）

※REITの収益は不動産市況や経済環境などさまざまな要因から影響を受けますので、リスクを無視して安全性の高い国債の利回りとのREITの配当利回りを単純に比較することはできません。

※米国REITの配当利回りは、FTSE NAREIT All Equity REITs 指数のものです。配当利回りは、投資対象資産の特性を理解していただくために表示しており、当ファンドへの投資で得られる「期待利回り」を示すものではありません。

出所：グリーン・ストリート・アドバイザーズ、ブルームバーグ、NAREITのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。見解は、当資料作成時点のものであり、市場の変動等により、予告なく変更される場合があります



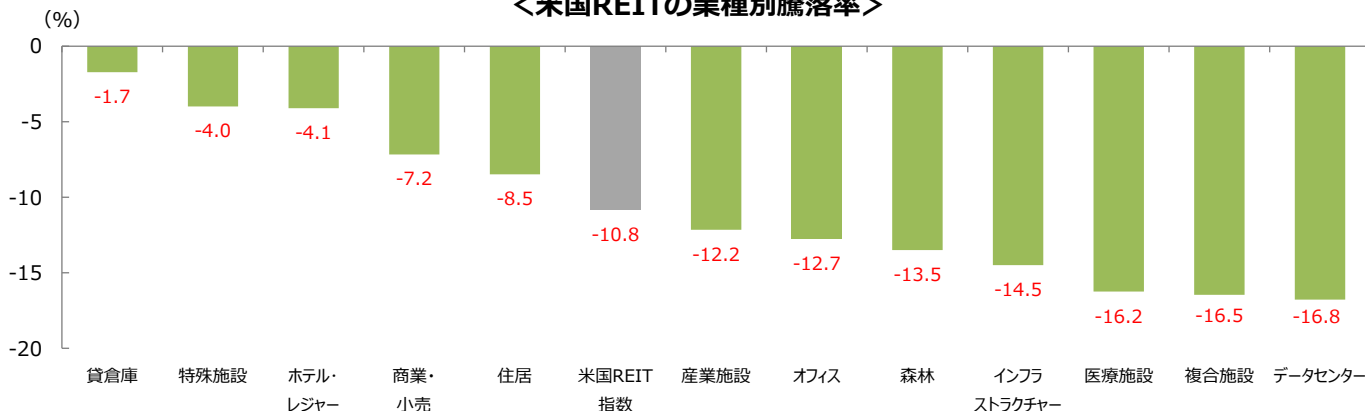
米国REITのパフォーマンス



足もとでは全ての業種が下落

- 2022年7-9月期の米国REITは、前期比-10.8%となりました。
- FRBによるインフレ抑制のための積極的な利上げを受け、当四半期では全てのセクターが下落しました。米国金利の上昇は、支払金利の増加や新規借入額の抑制といった、借り入れコストの上昇という形で影響を受けます。

＜米国REITの業種別騰落率＞



※騰落率は、2022年6月末と2022年9月末のデータにて算出。

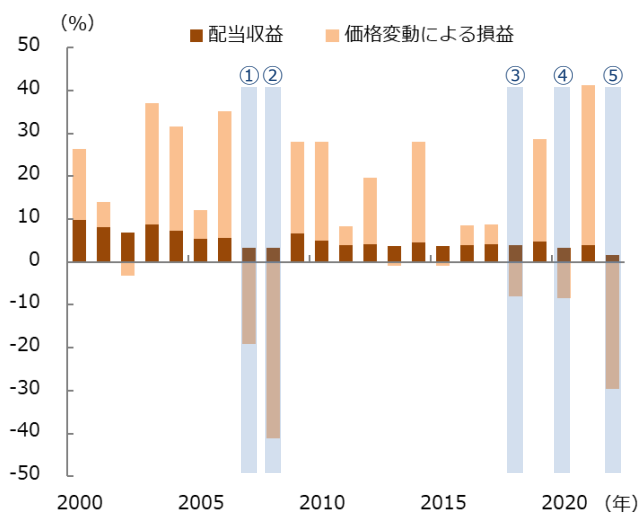
※各業種はFTSE NAREIT All Equity REITs 指数のサブセクター。リターンは配当収益（同インデックスのインカムリターン）と価格変動による損益（同インデックスのプライスリターン）を合わせたトータルリターン。



年間収益率と過去の主なイベント

- 米国REITの「価格変動による損益」は、金融市場に大きな影響を及ぼす出来事が起こった年を除いて、総じて堅調に推移しています。また、「安定的な配当収益」はパフォーマンスの下支えとなっています。

＜米国REITの年間収益率の内訳の推移＞



※期間：2000年～2022年（年次）ただし、2022年は9月まで

2000年	米国ITバブル崩壊（3月～4月）
2001年	米国同時多発テロ（9月） 米国エンロン破綻（12月）
2002年	米国ワールドコム破綻（7月）
2004年	米国4年ぶりの利上げ（6月）
① 2007年	米国サブプライムローン問題が深刻化
② 2008年	米国リーマン・ブラザーズが破綻（9月）
2011年	欧州債務問題再燃
2012年	米国“財政の崖”問題
2013年	米国の量的緩和（資産買い入れ）の縮小へ
2014年	米国の量的緩和（資産買い入れ）の解除へ
2015年	米国約9年半ぶりの利上げ（12月）
2016年	英国国民投票でEU（欧州連合）離脱派の勝利（6月） 米国大統領選でトランプ氏勝利（11月）
2017年	トランプ政権発足（1月） 米国税制改革法案成立（12月）
③ 2018年	米国長期金利上昇を受けた米国株下落（2月、10月） 米中貿易摩擦等による世界経済減速懸念（10月）
2019年	米国約10年半ぶりの利下げ（7月）
④ 2020年	コロナ・ショック（2月）
2021年	バイデン政権発足（1月） 米国の量的緩和（資産買い入れ）の縮小へ
⑤ 2022年	ロシアによるウクライナ侵攻（2月） 米国政策金利が約14年ぶりに3%台へ（9月）

出所：ブルームバーグ、NAREITのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

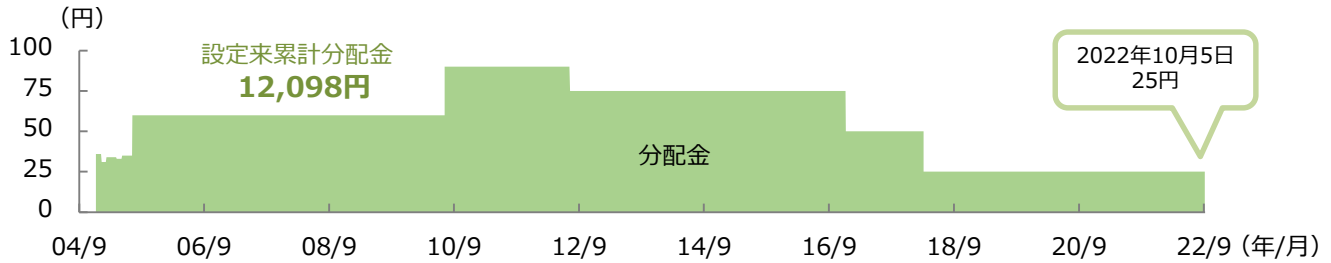
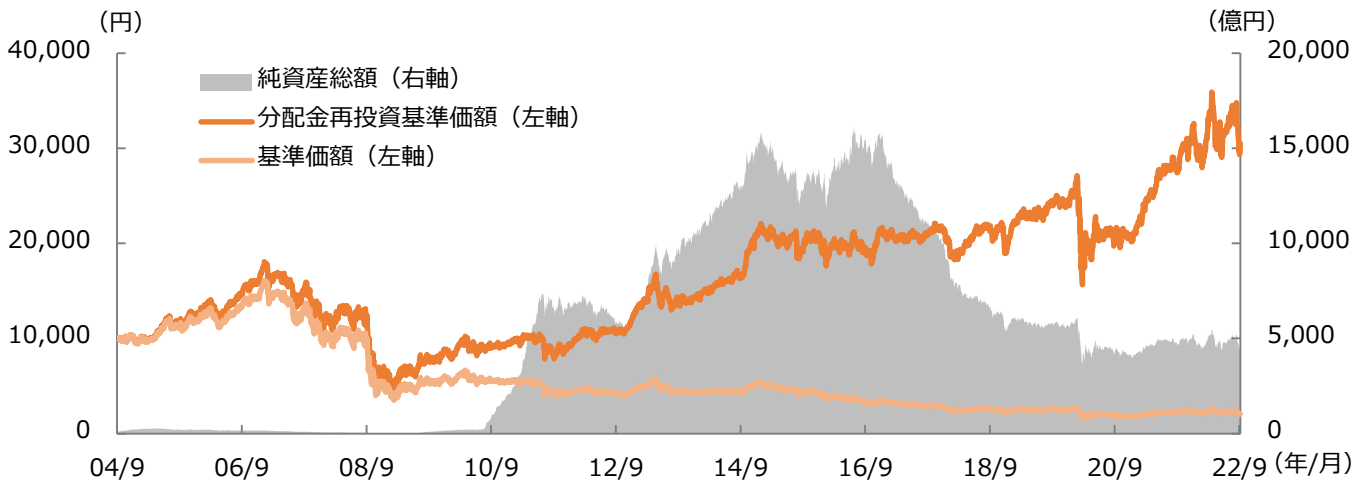
※上記は過去の情報であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。



ファンドのパフォーマンス



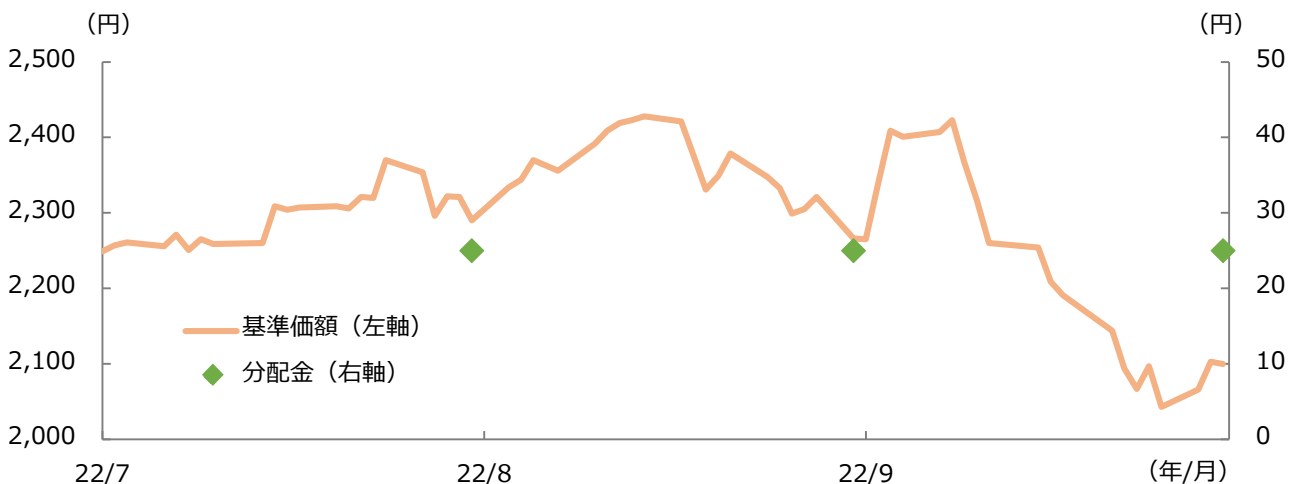
設定来の基準価額と純資産総額



※期間：2004年9月29日（設定日前営業日）～2022年10月5日（日次）



過去3カ月の基準価額と分配金



※期間：2022年7月6日～2022年10月5日（日次）

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。



当ファンドは、主として米国の不動産投資信託証券を投資対象としています。組み入れた不動産投資信託証券の値動き、為替相場の変動などの影響により基準価額が変動しますので、これにより投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

1. 主として米国の取引所上場および店頭市場登録の不動産投資信託証券(以下「US-REIT」といいます。)に分散投資を行い、市場平均よりも高い水準の配当収益の確保と長期的な値上がり益の獲得を目指した運用を行います。

- ◆ 銘柄の選定にあたっては、上記の投資目的を前提に、US-REITの業績動向と企業内容ならびに保有する不動産の価値などについてバランス良く調査し、長期的な成長性または内在する価値からの割安度を重視します。
- ◆ ポートフォリオの構築に際しては、全体の流動性に十分留意します。
- ◆ US-REITの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ◆ 原則として為替ヘッジは行いません。

REITとは

- ・ REITとは、不動産投資信託証券のことです。投資家から資金を集めて様々な不動産を所有・管理・運営する不動産投資信託ならびに不動産投資法人(以下「不動産投資信託」といいます。)が発行する証券の一般総称です。
- ・ 不動産投資信託は、オフィスビル、商業施設などの不動産を保有・売買することで得られる賃貸料収入や売買益などを収益とし、不動産の運営に必要な経費などを差し引いて残った利益のほとんどを配当金として投資家に支払います。

2. US-REITの運用にあたっては、インベスコ・アドバイザーズ・インクに運用の指図に関する権限を委託します。

- ◆ インベスコ・アドバイザーズ・インクは、世界的な独立系運用会社の一つであるインベスコ・リミテッドの一員です。同社の不動産部門であるインベスコ・リアル・エステートは米国テキサス州ダラスに本拠を置き、1983年より運用を開始しています。
- ※ インベスコ・アドバイザーズ・インクの運用の巧拙が当ファンドの運用成績に大きな影響を及ぼします。

3. 原則として、毎月5日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

- ◆ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆ 分配金額は、配当収益相当部分と判断される額を基礎として、安定した収益分配を行うことを目指し、基準価額水準・市場動向などを勘案して決定します。
- ◇ 運用状況により分配金額は変動します。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



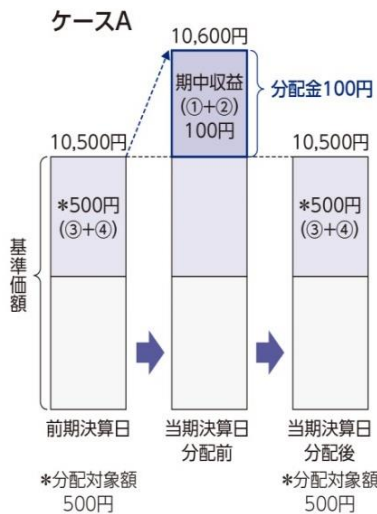
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

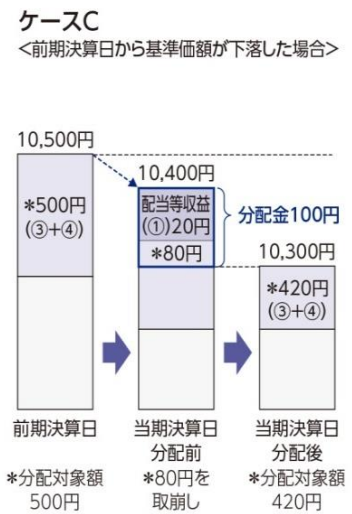
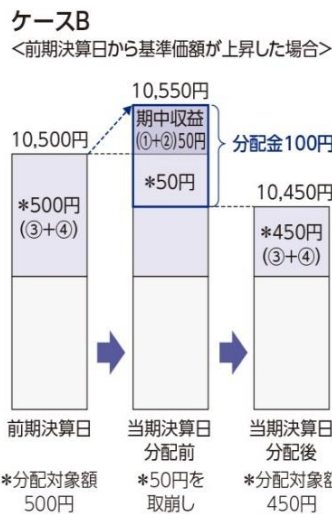
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



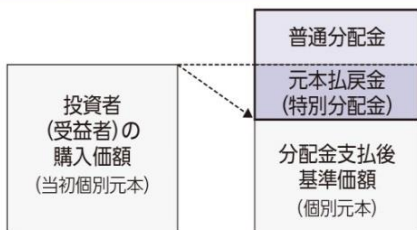
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

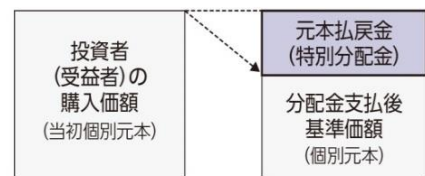
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。



主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが投資するUS-REITは不動産投資信託が発行する証券であることから、不動産投資信託に対する様々な角度からの市場の評価により価格が変動し、当ファンドの基準価額と収益分配金に影響を及ぼします。

<p>保有不動産への評価</p>	<p>不動産の賃貸市場や売買市場、金利環境、経済情勢などの影響を受けて、不動産投資信託が保有する物件の賃貸料収入が減ったり、保有物件そのものの価格が下落したりすることで、US-REITの価格の下落や配当金の減少の可能性があります。また、不動産に対する課税や規制が強化された場合には、不動産価格全般が下落することでUS-REITの価格も下落することがあります。さらには保有不動産が地震や火災の被害を受けた場合など、予想不可能な事態によってUS-REITの価格の下落や配当金の減少の可能性があります。</p>
<p>配当利回り水準に対する評価</p>	<p>不動産投資信託の利益の減少はUS-REITの配当金の減少をもたらす、当ファンドの収益分配金に影響を与える可能性があります。また、US-REITの配当金の減少はUS-REITの価格を下落させる要因にもなります。US-REITの配当利回りの水準が公社債や預貯金などの金利水準と比較されることで、US-REITの相対的な魅力度が変化します。金利が上昇する局面において、US-REITの配当利回りの水準に変化がない場合はUS-REITの価格が下落する要因になります。景気拡大や物価上昇により、賃貸料または不動産価格の上昇が見込めるような状況下での金利上昇局面では、必ずしもUS-REITの価格が下落するとは限りません。</p>
<p>企業体としての評価</p>	<p>不動産投資信託は、運用会社をはじめとする関係者により運営される企業体と見ることができ、この不動産投資信託の投資・運営の巧拙、財務内容により、US-REITの価格も変動することが考えられます。不動産投資信託では、資金の借り入れや債券の発行により不動産に投資することがあります。この場合、金利が上昇したときには一般に支払金利が増加することから利益の減少要因となり、US-REITの価格が下落する要因になります。また、財務内容の悪化などにより不動産投資信託も倒産、上場廃止となる場合があります。</p>

また、当ファンドが投資するUS-REITには、次のような有価証券としてのリスクがあり、当ファンドの基準価額と収益分配金に影響を及ぼします。

<p>取引所における取引の需給関係による価格変動リスク</p>	<p>一般に有価証券は、新規発行などにより大幅に供給が増加すると取引価格が下落する傾向が見られます。特定の不動産投資信託または複数の不動産投資信託の増資や新規上場などにより、取引所における証券の供給が増加したときは、当該不動産投資信託の個別の証券だけでなく全体的にUS-REITの価格が下落することがあります。</p>
<p>取引所における取引量が減少または無くなることによる流動性リスク</p>	<p>取引所での売買高が少ない場合や、上場廃止などにより取引所で取引ができなくなった場合は、証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できないことがあります。特に流動性が低下したUS-REITを売却する場合には、当ファンドの基準価額を下落させる要因になることがあります。</p>
<p>為替変動リスク</p>	<p>外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。</p>
<p>カントリーリスク</p>	<p>投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。</p>

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。



お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。
信託期間	2034年9月5日まで(2004年9月30日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益権の総口数が30億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・運用体制の変更等やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 ※原則、収益分配金の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

下記の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.1% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.683%(税抜1.53%)</p> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>※信託報酬には、REITの運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(インベスコ・アドバイザーズ・インク)に対する報酬が含まれます。</p> <p>※ファンドの純資産総額が5,000億円を超える場合には、委託会社が支払う投資顧問報酬から次の額が控除され、当該額を委託会社が収受します。</p> <p>控除額(年額): 150,000,000円 + (ファンド純資産総額 - 5,000億円) × 0.06%</p> <p>※ファンドが投資対象とする米国の上場・店頭登録されている不動産投資信託証券(US-REIT)については、市場の需給により価格が形成されるため、その費用を表示することができません。</p>
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <p>・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等</p> <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>



投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通じて購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みの際は、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、主に国内外の株式、公社債および不動産投資信託などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆ファンドの関係法人 ◆

- <委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
[ファンドの運用の指図を行う者]
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会:一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
- <受託会社>三井住友信託銀行株式会社
[ファンドの財産の保管および管理を行う者]
- <販売会社>販売会社一覧をご覧ください
- <投資顧問会社>インベスコ・アドバイザーズ・インク
[運用指図に関する権限の一部委託を受け、US-REITの運用指図を行います。]

◆委託会社の照会先 ◆

- アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター 0120-104-694
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
- ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

『FTSE NAREIT All Equity REITs 指数』について

ファンドは、参考指標としてFTSE NAREIT All Equity REITs 指数(以下「本指数」)を使用しています。本指数は、FTSE International Limited(以下「FTSE」といいます。)が算出・公表する米国の代表的なREIT株価指数であり、プライス・リターン(価格収益)とインカム・リターン(配当収益)の総合収益指数です。1971年12月末を100として計算されています。なお、本指数はファンドのベンチマークではありません。

【指数の著作権等】

- 新光 US-REIT オープン(愛称:ゼウス)(以下、「当ファンド」)は、アセットマネジメントOne株式会社(以下、「アセットマネジメントOne」)によって単独で開発されたものです。当ファンドは、いかなる方法においても、FTSE International Limited(以下、「FTSE」)、London Stock Exchange Group plcおよび、そのグループ企業(以下、総称して「LSE Group」)またはNareitによって出資、保証、販売または販売促進されることはありません。FTSE NAREIT All Equity REITs インデックス(以下、「本指数」)のすべての権利はFTSEおよびNareitに帰属します。「FTSE ®」はLSE Groupの商標であり、ライセンス契約に基づきFTSE International Limited(「FTSE」)によって使用されています。「NAREIT®」はNareitの商標です。本指数はFTSEによって計算されます。FTSE、LSE Group、Nareitはいずれも、如何なる者に対しても(a)本指数の使用、信頼、または誤謬、(b)当ファンドへの投資または運営に起因する如何なる義務も負いません。FTSE、LSE Group、およびNareitは、当ファンドから得られる結果、またはアセットマネジメントOneによって提示される目的に対する本指数の適合性に関して、いかなる請求、予測、保証、または表明も行いません。
- S&P 500種指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCまたはその関連会社の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLC、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングスLLCまたはその関連会社は、いかなる指数の資産クラスまたは市場セクターを正確に代表する能力に関して、明示または黙示を問わずいかなる表明または保証もしません。また、S&P 500種指数のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。



販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

○印は協会への加入を意味します。

2022年11月8日時点

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第5号	○		○	○
PayPay銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長（登金）第624号	○		○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号	○			
株式会社青森銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第1号	○			
株式会社北都銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第10号	○			
株式会社東北銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第8号	○			
株式会社足利銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第43号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第44号	○			
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第53号	○		○	
株式会社第四北越銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第47号	○		○	
株式会社福井銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第2号	○		○	
株式会社十六銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第7号	○		○	
株式会社三十三銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第16号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第6号	○		○	
株式会社南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第15号	○			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第8号	○			
株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第3号	○			
株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第5号	○			
株式会社肥後銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第3号	○			
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長（登金）第33号	○	○	○	
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長（登金）第34号	○	○	○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号	○	○	○	
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第3号	○		○	
株式会社東日本銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第52号	○			
株式会社神奈川銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第55号	○			
株式会社中京銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第17号	○			
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第11号	○			
株式会社佐賀共栄銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第10号	○			
株式会社南日本銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第8号	○			
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局長（登金）第3号	○			
第一勧業信用組合	登録金融機関 関東財務局長（登金）第278号	○			
近畿産業信用組合	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第270号	○			
第一生命保険株式会社	登録金融機関 関東財務局長（登金）第657号	○	○		
アーク証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1号	○			
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3283号	○	○		
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第21号	○	○		
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第370号	○			
リーディング証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第78号	○			
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第32号	○			
永和証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第5号	○			
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第50号	○			○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○
岡安証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第8号	○			
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○
岡地証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第5号	○	○		
木村証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第6号	○			
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長（金商）第18号	○			
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第65号	○			○



商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団法 人日本投資 顧問業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3198号	○			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2938号	○			
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第15号	○		○	
寿証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第7号	○			
株式会社しん証券さかもと	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第5号	○			
島大証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第6号	○			
新大垣証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第11号	○			
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長（金商）第1号	○			
ニューズ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第138号	○	○		
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第110号	○		○	
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長（金商）第1号	○			
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第5号	○			
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第114号	○			
中銀証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第6号	○			
頭川証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第8号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○		○	○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号	○			○
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第127号	○		○	
西村証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第26号	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第131号	○		○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第170号	○			
野村証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第134号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第20号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号	○	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○		○	
丸國証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第166号	○			
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第20号	○			
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第169号	○			
三木証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第172号	○			
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第199号	○			
三田証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第175号	○			
三津井証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第14号	○			
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第181号	○	○		
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第7号	○			
山形証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長（金商）第3号	○			
豊証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第21号	○			
十六T T証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第188号	○			
ほくほくT T証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第24号	○			



以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団法 人日本投資 顧問業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会
留萌信用金庫	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第36号				
大地みらい信用金庫	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第26号				
鶴岡信用金庫	登録金融機関 東北財務局長（登金）第41号				
宮城第一信用金庫	登録金融機関 東北財務局長（登金）第52号				
会津信用金庫	登録金融機関 東北財務局長（登金）第20号				
郡山信用金庫	登録金融機関 東北財務局長（登金）第31号				
白河信用金庫	登録金融機関 東北財務局長（登金）第36号				
あぶくま信用金庫	登録金融機関 東北財務局長（登金）第24号				
福島信用金庫	登録金融機関 東北財務局長（登金）第50号				
桐生信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第234号				
アイオー信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第230号				
北群馬信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第233号				
しのもめ信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第232号				
足利小山信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第217号				
鹿沼相互信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第221号				
佐野信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第223号				
青木信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第199号				
飯能信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第203号				
千葉信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第208号				
横浜信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第198号	○			
川崎信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第190号	○			
平塚信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第196号				
朝日信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第143号	○			
東京東信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第179号	○			
西武信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第162号	○			
城北信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第147号	○			
青梅信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第148号	○			
多摩信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第169号	○			
新潟信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第249号				
長野信用金庫	登録金融機関 関東財務局長（登金）第256号	○			
富山信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第27号				
金沢信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第15号	○			
のと共栄信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第30号				
福井信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第32号				
越前信用金庫	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第12号				
しずおか焼津信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第38号				
静岡信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第43号	○			
浜松磐田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第61号				
沼津信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第59号				
遠州信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第28号				
大垣西濃信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第29号				
高山信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第47号				
関信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第45号				
いちい信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第25号				
瀬戸信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第46号	○			
知多信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第48号				
豊川信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第54号				
豊田信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第55号	○			
碧海信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第66号	○			
西尾信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第58号	○			



商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団法 人日本投資 顧問業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会
蒲郡信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第32号				
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第34号				
桑名三重信用金庫	登録金融機関 東海財務局長（登金）第37号				
滋賀中央信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第79号				
長浜信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第69号				
湖東信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第57号				
京都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第52号	○			
京都中央信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第53号	○			
京都北都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第54号				
大阪信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第45号				
大阪シティ信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第47号	○			
奈良信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第71号	○			
大和信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第88号	○			
奈良中央信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第72号				
きのくに信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第51号				
姫路信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第80号	○			
播州信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第76号	○			
兵庫信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第81号	○			
尼崎信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第39号	○			
但馬信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第67号				
水島信用金庫	登録金融機関 中国財務局長（登金）第48号				
玉島信用金庫	登録金融機関 中国財務局長（登金）第30号				
吉備信用金庫	登録金融機関 中国財務局長（登金）第22号				
備前日生信用金庫	登録金融機関 中国財務局長（登金）第40号				
西中国信用金庫	登録金融機関 中国財務局長（登金）第29号				
高松信用金庫	登録金融機関 四国財務局長（登金）第20号				
観音寺信用金庫	登録金融機関 四国財務局長（登金）第17号				
幡多信用金庫	登録金融機関 四国財務局長（登金）第24号				
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第24号	○			
大牟田柳川信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第20号				
大川信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第19号				
佐賀信用金庫	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第25号				
熊本第一信用金庫	登録金融機関 九州財務局長（登金）第14号				
株式会社新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社 S B I 証券）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社きらぼし銀行（委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第53号	○		○	
株式会社三菱UFJ銀行（委託金融商品取 引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式 会社）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第5号	○		○	○
株式会社北洋銀行（委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社）	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第3号	○		○	
株式会社新生銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○		○	

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

（原則、金融機関コード順）

221027JS118224ゼウス四半期